

枠組みの下で、仲介者の健全性を確保とともに、破綻の際も投資家・保険契約者保護が図られるよう、枠組みを整備する。

(1) ディスクロージャーの充実と公正な取引の枠組みの確保

- ① 連結ベースのディスクロージャーの整備（証券取引法）
企業活動が多角化・国際化する中で、投資家が企業の実態をよりよく把握できるよう、有価証券届出書や有価証券報告書等の記載事項を、当該会社及び子会社等で構成される企業集団（連結）ベースに改正する。
 - ② 公正取引ルールの整備・拡充等（証券取引法）
証券市場の自由化を推進していく中で、投資家が安心して参加できる公正で信頼できる市場とする。このため、有価証券店頭デリバティブの導入、取引所集中義務の撤廃等にも対応しつつ、不正取引行為、風説の流布、相場操縦、インサイダー取引その他の不公正な取引に対する規定について、空売り規制の見直し、不正利得の没収・追徴を含む整備を行う。
- ### (2) 取引を担う仲介者についての健全性・公正性の確保と利用者保護の充実
- ① 証券会社等の行為規制の拡充（証券取引法、証券投資信託法、銀行法等）
証券会社等の業務・サービスが多角化するのに伴い、利益相反により投資家が損害を被ることを防止するため、行為規制を法令上さらに明確化する。また、銀行等の金融機関の顧客に対する説明義務等を法定する。
 - ② 金融機関等のディスクロージャー制度の見直し（銀行法等、証券取引法）
預金者・投資家等が金融機関等を選択する際の情報を充実させるため、金融機関等のディスクロージャー制度を拡充する。このため、銀行等の金融機関に対しては、新たに財務諸表、不良債権等を公衆の縦覧に供することを義務づける等、開示を拡充する。また、証券会社の業務及び財産に関する開示の充実のため、説明書類を営業所へ備え置き、公衆縦覧することを義務づける。
 - ③ 子会社規定の整備（銀行法、保険業法等）
銀行、保険会社等が保有可能な子会社の範囲を明確化する。併せて、子会社を含む銀行グループ等に対し必要となる一般事業会社の株式保有制限、連結ベースでのディスクロージャー、大口信用供与規制等のルールを策定する。
 - ④ 証券会社の自己資本規制比率の見直し（証券取引法）
証券会社の自己資本規制比率について、一定の水準の維持を法令上の義務とともに、年4回の公表を義務付ける。
 - ⑤ 投資者保護基金の創設等（証券取引法、金融機関の更生手続特例法）
証券会社の破綻の際の顧客資産の保護のため、顧客資産の分別管理を法律上の義務とする。
また、現行の財団法人である寄託証券補償基金を証券取引法上の法人と位置づけるとともに、その新たな基金（投資者保護基金）に対し、証券会社の加入を義務づける。なお、現行証券会社一社当たりとなっている補償